

# 豊島区擁壁等専門家派遣要綱

令和2年3月26日

建築担当部長決定

改正 令和4年5月2日

改正 令和5年3月31日

改正 令和5年7月12日

## (目的)

第1条 この要綱は、大雨、地震等の自然災害に備えて、豊島区の区域内(以下「区内」という。)の土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内の急傾斜地に存する擁壁又はがけ(以下「擁壁等」という。)の所有者又は所有者の了承を得た者(以下「所有者等」という。)に対し、専門家団体に所属する擁壁等専門家を派遣することにより、宅地及び建築物の安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害警戒区域 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」第7条第1項の規定に基づき指定を受けた区域をいう。
- (2) 土砂災害特別警戒区域 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」第9条第1項の規定に基づき指定を受けた区域をいう。
- (3) がけ 地表面が水平面に対し30度を超える角をなす土地をいう。
- (4) 擁壁 がけの崩壊を防ぐための築造物をいう。
- (5) 耐震診断 宅地擁壁老朽化判定マニュアル及びこれに準ずる判断方法に基づく既存の擁壁等の状況についての調査並びに判定をいう。
- (6) 補強設計 耐震診断に基づき、自然災害に対して安全性の向上を図る既存の擁壁に対する補強のための工事の設計をいう。
- (7) 築造設計 耐震診断に基づき、自然災害に対して安全性の向上を図る新たな擁壁の設計をいう。
- (8) 補強設計等 補強設計、築造設計をいう。
- (9) 対策工事 自然災害に対して、既存の擁壁等の安全性の向上を図る工事をいう。
- (10) 対策工事等 補強設計等、対策工事をいう。

- (11)対象地 区内の土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内の急傾斜地をいう。
- (12)急傾斜地 傾斜度が三十度以上である土地の区域であって、高さが五メートル以上のものをいう。
- (13)擁壁等専門家 擁壁等に関する専門的知識を有する建築士をいう。
- (14)専門家団体 建築に関する専門家で構成される団体であって、区長が認めた団体とする。

#### (派遣対象者)

第 3 条 この要綱による派遣対象者は、対象地内の擁壁等の所有者等で、次の各号のいずれかに該当する者を除く。ただし、区長が特に必要があると認める者については、この限りでない。

- (1)国、地方公共団体その他これらに準じる団体。
  - (2)対策工事について、助成金交付の決定を受けている者。
  - (3)建築物又は土地の販売による利益を目的とした事業者。
  - (4)中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号の規定による中小企業者以外の会社。
- 2 複数のものが共有している場合は、共有者の同意を必要とする。
- 3 対象地内の擁壁等が建物の区分所有者等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 1 条に規定する建築物(以下「区分所有建物」という。)の敷地に存する場合は、当該区分所有建物の管理組合の代表者又は原則として区分所有者全員の承諾を得た者とする。
- 4 申請者が擁壁等の存する敷地の所有者と異なる場合は、当該土地所有者の同意を必要とする。

#### (協定の締結)

第 4 条 区長は、派遣に関する業務について専門家団体と協定を締結するものとする。

- 2 前項に基づく協定を締結した専門家団体(以下「協力団体」という。)は、区長からの擁壁等専門家の推薦依頼に応じ、派遣内容の分野への知識を有する擁壁等専門家を推薦する。

#### (業務内容)

第 5 条 擁壁等専門家の業務の内容は次に掲げるものとする。

- (1)擁壁等の安全性に関する相談、及び専門的立場からの助言
  - (2)擁壁等の耐震診断、対策工事等に関する相談
  - (3)耐震診断、対策工事等を進めるために必要な法律、公的な支援等の検討
  - (4)その他区長が必要と認めること
- 2 次に掲げるものは、業務の対象外とする。
- (1)係争中の事案

(2)その他区長が不相当と判断した業務

(派遣回数、時間等)

第 6 条 派遣回数は、同一の擁壁等につき2回までとする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、制限回数を超えて派遣することができる。

2 派遣先での業務時間は、1 回 2 時間以内とする。

3 派遣する擁壁等専門家の人数は、1 回につき、原則として 1 名とする。ただし、業務の内容により区長が必要と認める場合は 2 名とする。

(費用負担)

第 7 条 派遣に要する費用は無料とする。ただし、派遣時に使用する資料の費用は申請者が負担するものとする。

(派遣の申請)

第 8 条 擁壁等専門家の派遣を受けようとする擁壁等の所有者等(以下「申請者」という。)は、擁壁等専門家派遣申請書(別記第 1 号様式)正・副に次に掲げる書類を添えて、より、区長に申請しなければならない。

(1) 案内図

(2) 対象地の登記事項証明書(3 月以内に交付されたものに限る)

(3) 対象地内の擁壁等が複数のもので共有している場合、共有者の同意書

(4) 対象地内の擁壁等が区分所有建物の敷地に存する場合で、申請者が当該区分所有建物の管理組合の代表者以外の場合、区分所有者全員の承諾書

(5) 申請者が擁壁等の存する敷地の所有者と異なる場合は、当該土地所有者の同意書

(6) 申請者が法人の場合、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項各号の規定による中小企業者の会社であることが確認できる書類。

(7) 既存の擁壁の図面がある場合は、当該図面の写し

(派遣の決定)

第 9 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、派遣対象及び派遣内容を確認し、予算の範囲内において派遣の決定をする。

2 区長は、前項の決定を行ったときは、協力団体に対し、擁壁等専門家派遣者推薦依頼書(別記第 2 号様式)により擁壁等専門家の推薦を依頼する。

- 3 前項の規定による依頼を受けた協力団体は、推薦する擁壁等専門家を決定し、擁壁等専門家派遣者推薦書(別記第3号様式)により区長に通知する。
- 4 区長は、前項の規定による通知を受けたときは、擁壁等専門家派遣決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するとともに、擁壁等専門家派遣業務依頼書(別記第5号様式)により推薦された擁壁等専門家に依頼する。
- 5 区長は、擁壁等専門家の派遣をしない旨の決定をしたときは、擁壁等専門家派遣不承認通知書(別記第6号様式)により申請者に通知する。

#### (派遣の取消し)

- 第10条 区長は、第9条第1項の規定により擁壁等専門家の派遣の決定を受けた申請者がこの要綱による派遣の目的に反したとき又は派遣の目的を達成できないと認められるときは、派遣の決定を取り消すことができる。
- 2 区長は、前項の規定により擁壁等専門家の派遣を取り消すときは、擁壁等専門家派遣取消通知書(別記第7号様式)により申請者に通知する。

#### (申請者の責務)

第11条 申請者は、次の責務を負う。

- (1) 資料(確認申請図書の副本、竣工図面、その他擁壁等専門家が業務遂行上必要と認めた資料)の提出等、擁壁等専門家の業務が円滑に実施できるよう努めること。
- (2) 事情により派遣を辞退するときは、擁壁等専門家派遣辞退届(別記第8号様式)により速やかに区長に申し出ること。

#### (擁壁等専門家の責務)

第12条 擁壁等専門家は、次の責務を負う。

- (1) 本業務において知り得た情報を、申請者の了解を得ずに他に漏らさないこと。
- (2) 公の機関及びこれに準ずる相談機関以外の個人、団体、法人等の宣伝及び紹介、販売、勧誘等の営業活動を行わないこと。ただし、申請者からの紹介の依頼があった場合は、この限りでない。
- (3) 派遣における指導及び助言業務において、派遣目的に反する行為を行わないこと。
- (4) 派遣業務に関して申請者から謝礼又は金品の供給等を受けないこと。
- (5) 業務実施時に申請者等との間で紛争がおこった場合には、擁壁等専門家の責任において誠意を持って対応すること。
- (6) 業務完了後は、速やかにその結果を、擁壁等専門家派遣完了報告書(別記第9号様式)により区

長に報告すること。

(協力団体の責務)

第 13 条 協力団体は、次の責務を負う。

- (1) 本業務において知り得た情報を、申請者の了解を得ずに他に漏らさないこと。
- (2) 協力団体は、擁壁等専門家が業務実施時に申請者等との間で紛争を起こした場合には、当該団体の責任において誠意を持って対応すること。

(報償費)

第 14 条 区長は、第 12 条第 6 号による報告内容を適正と認めたときは、擁壁等専門家に報償費を支給することができる。

2 報償費の額は、1 人につき 1 時間あたり 13,700 円とし、1 回の派遣につき 2 時間を限度とする。また、1 時間に満たないときは 1 時間とする。

(報償費の支払停止等)

第 15 条 擁壁等専門家が、不正な方法により、報償費の申請若しくは受領した場合は、報償費の支払を停止し、又は支払われた報償費を返還させるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、建築担当部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は令和 4 年 5 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は令和 5 年 7 月 12 日から施行する。